

第3回都市計画基本方針検討小委員会

議 事 録

令和8年8月31日

第3回都市計画基本方針検討小委員会議事録

1. 開催日 令和8年8月31日（月）
2. 開会時間 15時00分
3. 閉会時間 16時23分
4. 開催場所 三重県吉田山会館 2階 206会議室
5. 議案 次期「三重県都市計画基本方針」の検討
6. 出席委員の議席番号及び氏名（議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
 - 1番委員 村田 美希 追手門学院大学准教授
 - 2番委員 浅野 純一郎 豊橋技術科学大学教授
 - 3番委員 中平 恭之 近畿大学工業高等専門学校教授
 - 4番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 7番委員 宮崎 城治 三重県宅地建物取引業協会

第3回都市計画基本方針検討小委員会

1 開会

○司会：都市政策課 雲副課長

定刻となりましたので、ただ今から第3回都市計画基本方針検討小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課副課長の雲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたり、本来であれば、県土整備部都市政策担当次長の片田からご挨拶申し上げる予定ではございましたが、他の業務のため、遅れての出席となる予定でございます。

本日のご審議が終了した折に改めてご挨拶申し上げますので、大変恐れ入りますが、まずはこのまま進行させていただきます。

2 資料確認

○司会：都市政策課 雲副課長

それでは、本日の資料について、ご確認をいたします。

本日の配布資料としましては、事項書、資料1「三重県都市計画基本方針(案)」、資料2「第2回基本方針検討小委員会意見対応」、資料3「市町及び関係部局意見照会意見対応」、資料4「議事説明資料」以上でございます。

委員の皆さまには、事前に郵送で紙資料を、メールにて資料データを送付していますので、どちらかの方法でご確認をお願いいたします。

なお、本日は、オンラインでの開催になります。ご発言の際はミュートを解除のうえ、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、都市計画基本方針検討小委員会運営要領により、これよりの議事進行につきましては、浅野委員長をお願いいたします。

3 議事前手続き

○議長：浅野委員長

本小委員会の委員長を務めさせていただきます、浅野でございます。

円滑な議事進行を心がけていきますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。

<署名委員指名>

○議長：浅野委員長

まず、本審議の議事録の署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定によりまして、委員長から指名させていただきます。

村田委員、宮崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：浅野委員長

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○都市政策課 安野班長

報告いたします。委員総数5名中、5名の委員にご出席いただいております。

○議長：浅野委員長

ご報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が全員ということで、委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<公開審議>

○議長：浅野委員長

議事に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：浅野委員長

異議がないようですので、公開することを決定いたします。

<傍聴確認>

○議長：浅野委員長

本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○都市政策課 安野班長

一般傍聴の方及び報道機関の方の来場はございませんでした。以上でございます。

○議長：浅野委員長

本日は傍聴人いらっしゃるということで、このまま議事を進めさせていただきます。

4 議事

○議長：浅野委員長

それでは、議事に入ります。

次期「三重県都市計画基本方針」の検討について、事務局から説明をお願いします。

○都市政策課 日高主幹兼係長

それでは事務局の方から説明させていただきます。私、県土整備部都市政策課、都市計画班係長の日高といいます。よろしくお願いします。

本日はWeb形式の会議ですので、画面を共有しながら、また、事前に送付した資料で説明の方させていただきます。よろしくお願いします。

本日の説明内容です。一つ目にスケジュールの確認をさせていただき、二つ目に前回の意見の対応について、三つ目に、前回ご審議いただいた後に、市町及び関係部局へ素案の意見照会を行いましたので、その意見対応について説明させていただき、最後に三重県都市計画審議会への報告について説明させていただきます。

それでは最初にスケジュールについて説明させていただきます。

これまで第1回、第2回の検討小委員会において、基本方針（素案）の第1章から3章までを審議していただきました。その後、事務局において、関係市町、関係部局に意見照会を行い、意見の取りまとめを行いました。本日の第3回検討小委員会では、その意見について、ご審議いただき、11月10日の県都計審では、中間案の報告を予定しています。

第4回は、パブリックコメントの意見を踏まえた最終案の審議となります。最後に3月の県都計審で審議をしてもらい、公表する予定となります。

続きまして、振り返りとしまして、第2回検討小委員会での意見について説明させていただきます。

第2回検討小委員会では大きく8つのご意見・ご指摘をいただきました。これらが主なご意見の最初の4つです。

続いて意見の続きになります。これらのご意見・ご指摘への対応につきましては、お配りさせていただいた資料2の「第2回基本方針検討小委員会」の意見対応に整理しておりますので、そちらを用いて説明いたします。

資料2をご覧ください。それでは、前回いただいた意見についてご説明させていただきます。

一つ目の意見は、「企業誘致等に関して、不動産の観点では線引きでマーケットが形成されているため硬直化している感覚があるので、市町の判断で運用できると良いと感じる。」というご意見でしたが、対応としまして、都市計画法上、区域区分の決定の有無及び区域区分の変更、市街化区域、市街化調整区域の見直しは都道府県の決定事項であり、市町が独自の判断で運用することができません。

ただし、県としては、市町の意見を踏まえて「工業系土地利用誘導ゾーン」を位置付けています。また、原則としてできるだけまとまった範囲・規模で、既存の都市基盤を生かしながら計画的な企業の立地・誘導が実施されるよう留意のうえ、個別の開発案件も可能な範囲で市町の意向を踏まえて調整していきます。この意見につきましては、基本方針本冊の修正は行いません。

また、評価いただいている意見としまして、二つ目の意見、「コンパクト・プラス・ネットワークの推進や、市町の立地適正化計画の取組の促進について言及している点が評価できる。」、三つ目の意見、「都市づくりの方針の一つ目に持続可能な都市構造への転換が位置づけられており、県としての方向性が明確になっていること、人口減少下でも都市計画区域は原則廃止しないと明記していることが評価できる。」という意見につきましても、基本方針本冊の修正はございません。

2ページをご覧ください。

四つ目の意見、「国の方針では多様な移動手段を活用することとしており、高齢者や若者の移動手段として福祉的輸送やシェアリングサービスについて記載する必要はないか。特に、若い世代では自動車を持たず、シェアリングサービスを利用する動きもある」という意見につきまして、対応として、基本方針、本冊100ページ、124ページにおいて、地域連携・交通総務課の意見も踏まえ、「3-1 三重県の都市づくりの方針」の都市づくりの方針①「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」及び「3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」の公共交通の方針において、朱書きで記載の通り公共ライドシェア等を追記いたしました。

続いて3ページをご覧ください。

五つ目の意見、「線引き都市では市街化区域の拡大が限定的な一方で、非線引き都市では用途地域の面積が大きく増加している。コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進めるうえで低密度な市街地が拡大することが支障となっていないか。」という意見につきましては、非線引き都市計画区域における用途地域については、区域区分のようにいわゆるフレーム方式で拡大を検討するものではありません。

しかし、今後も人口減少が見込まれるなかで、さらに用途地域を拡大していくことは、ご指摘のように市街地の低密度化を招く可能性が高いと考えます。その

ため、非線引き都市計画区域でも、用途地域の拡大については人口や産業、都市基盤整備の見通し等を考慮し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに支障がない範囲で検討することを、下記に示しますように基本方針本冊の119ページに明記しました。

4ページをご覧ください。

六つ目の意見、「「2-4 三重県の都市づくりにおける課題の整理」で観光に触れているものの、「第3章 三重県の都市計画に関する基本方針」では観光関連の記載が弱いように思う。」また、「歴史的な建築物の保存活用について強調してほしい。」というご意見につきましては、次のページの都市計画法第6条の2で示しますように、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、主要な都市計画の方針を定めるものであるため、都市計画基本方針としても直接的に観光に関しては言及しづらい面がありますが、観光振興の施策に関して、都市計画としてアプローチが可能な制度や連携すべき関連法令・計画があることから、その内容の記載を拡充しました。

また、公共交通の方針において、観光交流の促進の観点を追加しました。同様に、歴史的な建築物、或いはまち並みについても観光の観点を含め地域の資源として保全・活用すべきであることから、基本方針本冊の124ページ、126ページに下記の朱書きで示しますように記載を拡充しました。

続いて6ページをご覧ください。

七つ目の意見、「拠点の位置付けは、都市機能の集積状況が基準になっているようであるが、広域拠点の中には、用途地域の指定がないものがあり、人口が集積しているとは言えないものが含まれている。県として位置付けた拠点が市町の計画でどのような扱いになるのか、両者がどのようにリンクするのか見えない部分がある。」というご意見につきましては、県では、次年度以降、都市計画基本方針に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定に着手する予定ですので、そのなかで、各圏域における拠点の位置付けを検討することとしています。

ご指摘のように、現行の都市計画基本方針では施設の立地、集積状況を基本として拠点を設定していましたが、コンパクト・プラス・ネットワークに基づく都市構造を立案するにあたっては、ご指摘のように人口が主要な指標となることから、次年度以降の区域マスの検討において、拠点の基準に人口の集積状況を加味して選定することとします。

最後、7ページをご覧ください。

八つ目の意見、「工業立地等に関する土地利用の考え方については、人口動態の変化への配慮も必要ではないか。」というご意見につきまして、ご指摘の内容、特に外国人労働者の増加への配慮は必要性を認識していますが、都市計画としての単独の対応には限界があります。

一方で、大規模な産業用地の整備は、周辺の自然環境や営農環境、道路交通環境への影響も想定されます。これまで工業立地等の企業誘致に関しては、雇用経済部や企業庁、県土整備部の部局などとの連携により取り組んできました。都市計画として、外国人労働者の増加に対する直接的な言及は難しいものの、その他の影響を含めて関係機関との調整を十分に図りながら検討することを、下記の通り追加しました。

第2回目の検討小委員会の意見対応についての説明は以上となります。

続きまして、本日ご審議いただきたい、素案に係る意見対応について説明させていただきます。

冒頭に説明させていただきましたように、前回、第2回検討小委員会の後、市町及び庁内の関係部局へ基本方針の案について、意見照会を行いました。

事前に送付させていただいています資料に意見を取りまとめたA3判の資料を参考として送付させていただいております。時間の制約上、全ての意見を詳細に説明させていただくことは難しいため、語句訂正等のものは事務局で訂正を行っております。都市計画基本方針としての重要な事項について説明させていただきます。

スライドのこちらが主なご意見です。

一つ目の公共交通、特にライドシェアについては、第2回検討小委員会でもご意見をいただいたところです。また、非線引き都市計画区域での用途地域の拡大についても第2回小委員会でご意見をいただいております。その他、都市構造の定義についてご意見があったほか、都市計画として特に重要となる人口フレーム及び市街化区域の拡大の考え方についてご意見がありましたので、その詳細と対応について説明いたします。その上で、対応に関してのご意見を伺いたいと考えております。

資料3の「市町及び関係部局意見照会」意見対応の資料をご覧ください。具体的な内容につきましては、委託先の日本工営都市空間より説明させていただきます。

○日本工営都市空間株式会社

三重県都市計画基本方針の改定を支援させていただいております、日本工営都市空間でございます。資料3「市町及び関係部局意見照会」につきまして、意見対応は私より説明を申し上げます。

まず、資料3の1ページ目です。

こちら、県の地域連携・交通総務課の意見となりまして、該当ページとしては100ページ、103ページになります。

ご意見を読み上げますと、100ページ、「「徒歩や自転車による移動、デマンド交通、IoT・AI」を「徒歩や自転車による移動、デマンド交通、公共ライ

ドシェア、I o T・A I～」に修正いただきたい。」というご意見がございました。また、103ページに関しまして、「「観光地までのアクセスの弱点となりやすい二次交通の充実を進めます。具体的には、公共交通、タクシー、レンタカー、シェアサイクル、デマンド交通等を組み合わせつつ」を「観光地まで円滑にアクセスできるよう二次交通の充実を進めます。具体的には、タクシー、デマンド交通、公共ライドシェア、レンタカー、シェアサイクル等を組み合わせつつ」に修正いただきたい。」このようにご意見をいただいております。

対応としまして、先ほど事務局からも説明がありました通り、第2回小委員会でもライドシェアについてご意見をいただきましたが、地域連携・交通総務課からの同様の意見を受けて反映したものでございます。また、資料3の1ページの下に、修正した朱書きのものを記載してございますが、関連箇所におきましては、公共ライドシェアやシェアサイクルなどについて追加しております。

続いて資料3の3ページをご確認ください。

こちらは、主に区域区分、市街化区域の規模の考え方につきまして、鈴鹿市及び桑名市より類似する意見がございましたので、あわせて説明し、その対応を申し上げます。

まず、鈴鹿市の意見でございます。「市街化区域の拡大を求める開発圧力に対して、人口フレームが無いという理由で断念させることがある。しかし、過去に可能であった住居系地区計画が、現在は不可という説明は、ある意味、現在の開発事業者にとっては不利益処分になりかねないので、人口フレーム方式の詳細説明と、実際の人口フレームの数値を明示することはできないか。また、災害リスクのある土地からの人口誘導を図る場合や、逆線を検討する場合など、フレーム方式に縛られない市街化編入の方法について明記していただきたい。」との意見がありました。

合わせて真ん中、桑名市からの意見になります。116ページ、「「設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は、既存市街地内への移転を原則としますが、収容が難しい場合については、人口フレーム方式以外での市街化区域編入手法について検討します。」とあるが、土地利用検討区域の設定と市街化区域編入について、政策的判断等により両地区の関連を明確にできない場合等もあるため、緩和をお願いしたい。」、米書きで、「土地利用検討区域の設定を、市街化区域編入前に限定しない。市街化区域編入手法の検討エリアを、土地利用検討区域に限定せず、災害ハザードエリア全体を対象とする。」といったご意見をいただいております。

まず、鈴鹿市のご意見に対してですが、具体的な人口フレームにつきましては、次年度から予定する区域マスの改定の中で検討することになってございます。来年になりますと、令和7年の国勢調査も確報値が出ておりますので、その結果を用いながら、関係市町と協議させていただき設定すると回答させていただい

ております。

なお、市街化区域の設定は、国土交通省都市局が都市計画運用指針で示していますが、フレーム方式を基本とするということになっておりますので、三重県としましても、これまでと同様にフレーム方式で検討します。

ただし、三重県では、津波の被害可能性を考え、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を平成28年に独自に策定しております。この指針におきまして、災害リスクの高いエリアでは「土地利用検討区域」を設定し、当該区域内の機能、住居系や公共系の機能になりますけども、こちらを既成市街地に集約できない場合については、市街地を移転するシナリオを提示しております。そして、これはフレーム方式とは別枠で検討することとしています。この対応につきましては後ほど説明しますが、資料3の4ページの朱書きの部分です。

これ以外の手法として、安易に市街化区域編入に関する要件の緩和に言及しますことは、第2回小委員会でも非線引き都市の用途地域の拡大についてコンパクト・プラス・ネットワークの支障となるではないかという意見もありましたが、線引きについても同様で、安易に市街化区域を拡大していきますと既成市街地の低密度化を招く恐れもあるため、基本的な考え方はそのままとしています。

一部明確化しました土地利用検討区域の考え方につきましては、資料3の4ページ、基本方針案では117ページに該当しますが、この朱書きのところです。特に①から③、枠で囲んであるところになります。この人口フレーム方式以外での手法について読み上げますと、①、対象は「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」の土地利用検討区域設定フローに基づき選定した特定の地域や災害レッドゾーン、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の住宅の建築や開発行為等の規制がある区域としております。②、市街化区域の付替えを基本とします。付替え元の区域は、市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きを基本とします。③、②の付替えは、原則として既存の市街地区域への集約移転が困難な場合とします。こちら運用の考え方について、資料3の4ページにありますように追記したものでございます。

続いて資料3、5ページになります。

四日市市からの意見です。案の27ページで、「非線引き都市計画区域の人口密度の推移において、低密度な市街地の増加が明らかとなっているため、三重県として、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、どのように都市計画をするのか、より具体的に示す必要があると考える。人口フレームと同等程度の考えを示すべきではないか。」というご意見をいただいております。

対応ですけれども、先ほど事務局より説明のありましたように、第2回小委員会にて同じようなご指摘をいただいているところでございました。そのため、非線引き都市計画区域でも用途地域の拡大については、人口や産業、都市基盤整備の見通しなどを考慮し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに支障

がない範囲で検討することを明記しております。こちらが6ページの案となっています。

そして、四日市市からの意見として、人口フレームと同等程度の考え方を示すべきではないかという部分につきましては、非線引き都市計画区域では四日市市のご意見にあるフレーム方式に準じた形、いわゆる用途地域の面積の規模の管理では既成市街地の低密度化の防止策とはならず、それ以上に、白地地域、要するに非線引き都市計画区域内で用途地域の指定のない地域のことを言いますけれども、白地地域の土地利用規制が重要と考えております。この対応としまして、現行の基本方針でも記載していた特定用途制限地域の活用に加えまして、今回の案では、立地適正化計画の運用、特に居住調整地域の指定についても追加しているというところでの回答とさせていただきたいと思います。

資料3の最後になります。資料3の7ページ目です。

復興まちづくりに関してです。四日市市からのご意見でして、「事前復興まちづくりについては、防災部局または都市部局のどちらで検討し策定するか決定していない市町が多いと思われるので、「将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておく」という部分を、「将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを防災部局と連携しながら検討しておく」とされたい。」というようなご意見をいただきました。

こちらについては、ご指摘を踏まえ修正しております。ただし、事前復興まちづくりに関しましては、防災部局のみならず、庁内の関連部局が連携し、平時から横断的に検討しておくことが望ましいことから、7ページ中段に示す朱書きの部分、このように修正をしたものでございます。

以上で資料3の説明を終わります。

○都市政策課 日高主幹兼係長

ここまで、市町及び関係部局への意見照会での主な意見について説明させていただきましたが、人口フレーム及び市街化区域の拡大の考え方について、少し補足説明させていただきます。

また、スライドの資料の方に戻らせていただきます。

ご存じのように、線引きの都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域を定めます。市街化調整区域は、土地利用の規制が強く、都市的な土地利用を促進するためには、市街化区域の拡大が必要となります。

都市計画において、フレームとは、将来の市街化区域の面積規模を検討するうえで重要な考え方です。大まかに説明しますと、都市計画では、将来的に想定される人口規模や人口密度から、必要となる市街化区域の面積規模を設定することをフレーム方式と言います。

ただし、人口減少社会を迎えた今日では、フレーム方式による市街化区域の面

積規模の検討が難しくなりつつあります。一方で、市町としては、新たな居住を促進するための受け皿を確保するために、一定規模の市街化区域の拡大についての要望があります。このような背景から、市街化区域の拡大に関する要件の緩和等の要望がございます。

しかし、安易な要件の緩和、すなわち、市街化区域を拡大しやすくすることは、さらなる郊外化や既存の市街化区域の低密度化により、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに支障をきたすおそれがあります。また、国土交通省が示す都市計画運用指針においては、市街化区域はフレーム方式で検討することとされていることから、本県としてもこれまでどおりフレーム方式により検討することとしています。

ただし、本県の人口集積地は、広く津波浸水の可能性を有しています。そのため、平成28年に「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定しており、その中でフレーム方式によらない市街化区域の設定の考え方を示しています。

続きまして、こちらは「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を一部抜粋したものです。この指針に基づき、津波浸水想定区域において、図中の赤枠で示す「土地利用検討区域」を定めた場合、「土地利用検討区域」内の住居系・公共系の建物は内陸部へ移転させるシナリオを提示しています。上段の「集約型シナリオ」に示すように、基本的な考え方としては、津波浸水想定区域となっていない既成市街地への移転としています。しかし、場合によっては既成市街地内に十分な移転先を確保できないことも想定しています。その場合は下段に示す「移転型シナリオ」として、新たな市街化区域を設定し、そこへの移転を促進することとしています。

今回の基本方針では、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を踏まえ、フレーム方式によらない市街化区域の拡大の考え方として示しています。

本日の検討小委員会では、こうした市街化区域の拡大の考え方について、ご意見を伺いたいと考えています。また、これ以外にも、全体を通して、お気づきの点やご意見があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に三重県都市計画審議会への報告について説明をさせていただきます。

本日ご審議いただきました内容を踏まえ、三重県都市計画基本方針の中間案の作成を進めてまいります。冒頭にスケジュールの方でもお伝えさせていただきましたが、11月10日に開かれる三重県都市計画審議会へ中間案の報告を事務局の方からさせていただきますので、ご了承をお願いします。

それではご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長：浅野委員長

それでは、5分間休憩を取りたいと思います。ご意見はまとめて各委員にお一方ずつご発言いただくという方式としたいと思います。

最初に中平委員、浦山委員、宮崎委員、村田委員、最後に私の意見という順番としたいと思います。40分から再開するということで、よろしくお願いいたします。

※5分間休憩

○議長：浅野委員長

では、中平委員から。資料3の市町及び関係部局意見照会の対応、それから本編全体に関して気づく点あればご意見いただきたいということでしたので、ご発言をお願いいたします。

○委員：中平委員

資料3の2ページの修正いただいたところで、具体的にはタクシー、デマンド交通云々などを組み合わせつつとありますが、タクシーが入るならまずバスが入るべきではと思いましたが、そのあたりのお考えはどうか、1点お聞きしたいと思いました。以上です。

○議長：浅野委員長

では、事務局お願いいたします。

○都市政策課 日高主幹兼係長

バスを追加させていただきます。

○委員：中平委員

あと、同じようなところで、シェアリングサイクルなのか、シェアリングサービスなのかなというところがちょっと気になりました。いわゆるシェアリングサービスというのは、多種多様なものがあるので、「など」というふうにあるので、それらを組み合わせつつで良いのかなと思いつつながら。

あと、旅客船が入るのも気になりましたが、これは何か意図はあるのでしょうか。

○都市政策課 日高主幹兼係長

市町からの意見に対応した内容となっております。

○議長：浅野委員長

市町さんから入れてくださいという意見があったということですか。

○都市政策課 日高主幹兼係長
そのとおりです。

○議長：浅野委員長
ということですが、中平委員どうですか。

○委員：中平委員
伊勢志摩の方とか、当然あると思いますので、何か別の意図があつてなのかと気がしましたので、お聞きさせていただきました。以上です。

○議長：浅野委員長
では、浦山委員お願いいたします。

○委員：浦山委員
資料2の4ページ、歴史的な建物の保存活用の一言を入れていただいてありがとうございました。

もう一つ、資料3の最終の「大規模地震・津波災害等により」というところですが、読んでいくと、具体的な内容がどこにあるのか知りたいというのがあります。

平時から横断的に検討していくことが望ましいというのはもちろんですが、もうちょっと具体的な何かというのが知れたら良いなと思う意見です。以上です。

○事務局：都市政策課 安野班長

第1回目からご意見をいただいておりますが、現行計画から今回の計画で災害に対しての捉え方として、事前復興というキーワードを強調したいところがございします。事前復興というのが、一部の方のみが専門として使っている言葉であり、まだ一般的には普及していない内容ですので、改めて委員の皆様ご承知のところも多いかと思うんですが、県の取り組みを含めてご報告をさせていただきます。

従来、防災というのは、被害をあらかじめ最小限に抑えるという対策、それと大規模災害時の応急・復旧という発災後のおおむね1週間か2週間ぐらいまでの期間に対して、我々三重県の方でも防災対策部を中心に避難所運営も含めて取り組みを検討してきているところでございます。

一方で、阪神淡路大震災とか東日本大震災、特に東日本大震災では、防災を進めても津波でまちが面的に破壊されてしまう、そのあたりについては防災だけ

ではなく、応急復旧もありますが、その後のフェーズである復興において、現地をそのまま同じような形で復興しても数十年後に同じような被害を受けては意味がない、持続可能なまちづくりができないということもあって、東日本大震災から大きく復興する際には、二度と同じような被害に遭わないような形で復興していきましょうという考え方が生まれてきたと思います。特に、創造的復興ということで、復興にあたっては、より良い復興を目指すということも議論されています。

今年の3月に東日本大震災から15年ということで、新聞報道等でも、従来は応急・復旧や防災がクローズアップされてきていましたが、NHKで復興がこの15年でうまくいったのかどうか取り上げられたというところもありまして、東日本では面的な、今までになかったような被害を受けた中で、東北ではかなり尽力されたところではありますが、被害が起きた時に冷静な判断ができない状況の中で、急いで復興を進めていこうとしますと、過大な基盤整備だとか、または集団移転するにしても、元々あった地区ごとで合同、集約することなく、単独で高台移転されていく。そうすると、ただでさえ人口減少が課題になっていたのが、大規模な被災でさらに人口減少が進み、バラバラに高台移転していったために大きな集落の人口が一気に減ってしまい、限界集落といいますか、コミュニティが成り立たなくなったというようなことですか、あと、繰り返しになりますが、過大な基盤整備によって維持管理費が7割程度アップしたということが放映されたところでございます。

あとは、やはり復興が遅れてしまうと人口減少がさらに加速化してしまい、せっかく基盤整備をしても人が戻ってこないということも指摘されています。こういったことを踏まえ、近い将来、南海トラフ大地震が発生した場合、太平洋に面する都道府県での津波被害は甚大なものになるということも考えられますので、早く、的確な復興を描いていかないと、持続可能なまちとしての復興は困難であるかなと。その対応として、発災する前の平時より、我がまちでどのような被害が想定されるのかを認識し、住民さんと一体となって復興に向けた理念や復興の手順、そのまちに内在化された課題について何があるかというの考えていきましょう、あらかじめ取れる手段は取っておきましょうというのが、復興事前準備になります。それを計画に高めていったものが、事前復興まちづくり計画となります。

この計画は国土交通省が推し進めていますが、三重県においては、まだ一つも策定したところはありません。熊野市、鳥羽市では来年度より具体的な計画策定に着手していくと聞いておりますが、策定には2、3年かかるということもあります。待ったなしの状況でございますので、三重県としましても、この基本方針、また、今後の区域マスの中に、こういった取組への県としての思いといいますか、方針をしっかり位置付けて、市町さんのまちづくりにも反映していただき

たいと考えてございます。

長々となりましたが以上となります。

○委員：浦山委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○議長：浅野委員長

浦山委員、その他よろしいでしょうか。では、宮崎委員お願いいたします。

○委員：宮崎委員

私からは2点です。意見というよりは、立て付けの確認、解釈上の確認をさせていただきたいと思います。

一つが災害対応の件です。フレーム方式を踏襲することを前提として、災害リスクが高いエリアについては市町のマスタープランで土地利用検討区域を設定し、原則、市街化区域への移転とするが、それが困難な場合については、土地利用検討区域につき、市街化区域の付替えを前提として、移転・促進を図るという考え方で良かったでしょうか、というのが一つ目です。

二つ目は企業誘致のところですが、こちらは、基本的にはこれまでと同じというふうに解釈してしまして、同じというのは、工業系誘導ゾーンについて、必要があれば、現行の都市計画法もしくは開発基準の中での地区計画等の制度を使った開発、もしくは「可能な限り」というような本編でも表現されてるのは、桑名市さんでもあったように、要件を満たす場合は、都市計画決定を伴うとは思いますが、市街化編入をして、工業系の誘致立地を広げるという解釈でよかったのですかという2点です。以上です。

○議長：浅野委員長

事務局お願いいたします。

○事務局：都市政策課 安野班長

1点目、災害対応に関する市街化区域の規模の管理につきましては、宮崎委員がおっしゃる内容で、そのとおりということでご返答させていただきます。

もう一つ、企業誘致につきましてもおっしゃられたとおりです。工業系土地利用誘導ゾーンは、そもそもこれがないと工業系の地区計画が図れないのかというのではなく、誘導ゾーンとして位置付けることで、地区計画の面積要件が5ヘクタール以上から3ヘクタール以上に緩和されるということでございます。

これは三重県が定める地区計画のガイドラインの中で示させていただいている基準です。ただ、そもそも地区計画は、今は市町さんが定める都市計画となっ

ています。令和2年から県から町に権限移譲がなされており、今は市町さんが決定するものであって、県は協議を受ける立場です。昔は同意までが県の権限でしたが、今は協議を受けるかたちです。その協議を受ける際、県としての判断基準を示したものが地区計画のガイドラインとなっております。

市町さんに権限移譲がなされているので、ガイドラインに縛られずに、市町さんが独自に工業系の土地利用を図るということで、地区計画の基準を地域の特性に応じて定めることが望ましいということはガイドラインで示させていただいております。

ただ、何でもかんでも良いかというとそうではなくて、あくまでも市街化調整区域という、原則は市街化を抑制する地域ですので、認められるものとしては、市街化区域に立地することが非常に困難であるとか、適さないようなものを例外的に市街化調整区域に立地を認めるという観点、法的な考え方がございますので、そういったやむを得ない場合、加えて、例えば工業系の団地造成を図ることでどんどんスプロール化していくような恐れもないことを前提に、原則はそのような視点で市町さんが独自の基準を定めることが望ましいというかたちとなっています。

特に、北勢の市町さんにおきましては、工業系土地利用の基準につきまして、独自の基準、規模要件を定めているところもございますので、今後は県としても市町と協議し、先ほど申し上げた観点から意見を申し上げつつも、原則は市町さんの地域に応じたまちづくりを支援していきたいと思っております。

最後に、区域区分、市街化編入につきまして、地区計画や土地区画整理事業を活用したかたちで土地利用がされていくということが確実であるということや、面積要件等もございますので、そういったものは市街化編入をしていきます。ただし、市街化区域の規模の管理という中では、人口フレームという言葉もあります。工業系につきましては、工業専用地域の指定を見据えた区域編入ですので、産業系の規模の管理という視点であり、人口フレームに基づかない規模の管理になってきます。ただ、それに合わせて商業系や住居系も合わせるとなると、フレームの管理の対象になりますので、その際は市町さんと県との協議になってくると思っております。

以上でございます。

○委員：宮崎委員

ありがとうございました。よくわかりました。

○議長：浅野委員長

宮崎委員その他よろしいでしょうか。では、村田委員お願いいたします。

○委員：村田委員

一点でございまして、資料2、基本方針案の116ページのところ、ご配慮いただきましてありがとうございました。

また、人口フレームと市街化区域の拡大の考え方についてのご意見をということでしたが、基本的にこちらに書かれている意見、方針で私自身はよろしいのではないかと考えております。

○議長：浅野委員長

はい、事務局いかがですか。

○事務局：都市政策課 安野班長

評価いただきましてありがとうございます。

また、今回の内容につきましても、今後11月の都市計画審議会までは一定の期間ございますので、もう少し記載としてふさわしい内容があるか、改めて見直していきたいと思っておりますが、評価をいただきました点につきましてはありがとうございます。

以上でございます。

○議長：浅野委員長

村田委員よろしいでしょうか。

では最後に、私の方からいくつかお話ししますと、市町さんへの対応について、3ページの市街化区域編入を緩和してくださいというのが、鈴鹿市さんと桑名市さんからあり、対応は特に鈴鹿市さんに関してですが、フレームは次年度から予定する区域マスの改定で検討するため、その中で関係市町と協議させていただきまうということですので問題ないと思いますが、現状、フレーム計算は三重県さんでは既に緩和的な計算をやっているかどうか、お聞きしたいと思いまう。

○事務局：都市政策課 安野班長

緩和的という判断基準が申し上げにくいところではありますが、改めまして人口フレームの考え方、三重県の現状の考え方を説明させていただきます。

まず、今の人口フレームは、令和2年度の市街化区域に対して、エリアの中には県民が居住されるエリアもございまうし、一方で、道路や公共施設、また港湾施設、水面などの居住ができないような、要は非可住地というものになりますが、そういったものもございまう。

令和2年度の市街化区域の中で人が住める可住地を想定しており、そこに令和12年度の人口の推計値、これは社会保障・人口問題研究所の推計値になりま

すが、これは国勢調査の結果を踏まえた将来的な人口を推計している機関です。その推計値をもとに、令和１２年度における市街化区域の想定人口、推計人口を出した上で、そこで差し引きした結果、推計人口が収容人口よりも多い場合だと、市街化の拡大、要は現状の市街化区域の居住地では令和１２年度の人口を収容することができないので、もっと市街化区域を広げるべきではないか、そういった余地があるという判断となります。

一方で、将来の推計人口が収容人口よりも少ない場合は、現状の市街化区域の居住地だけで賄え、拡大する根拠がないということで、市町さんは県に対して緩和してほしいと話では上がってきます。しかし、我々もこの人口のフレームがマイナスになった場合に市街化区域を広げていきたいと思いますとしても、実際フレームの設定の際には、国土交通省に加えまして農林水産省とも協議を行ってまいります。日本の国土におきましては、都市的利用を行うエリアと、農地整備をして農地保全していくエリアがあり、基本的には重複できないという立て付けです。ですので、農政さんとの協議で市街化区域の拡大の話になりますと、なぜ拡大する必要があるのかという議論が始まるところもございますので、我々としましてもマイナスになっている、収容できますよねという計算結果になると、国との協議もそこでストップしてしまう。逆に人口が減っているのであれば、もう少し縮めるべきではというような議論からスタートせざるを得ない部分もございます。

フレームを基本とするという国の考えですので、それに基づいて計算をしてしまうと、現状、三重県においては四日市市の都市計画区域以外は全てマイナスというような数字なっていますので、拡大が困難だということになります。

今後、人口減少はこのまま継続していくところではありますが、場合によっては、世帯人員は単身家庭、単身世帯等になっていくところもあります。人口の減り方と、単身世帯でも一つの住戸が必要になってまいりますので、そういったところで人口密度は下がるんですけれども、そのあたりの計算をしたうえで、フレームが、先ほど差し引きした人口の計算がプラスになることになれば、国とも協議していくというように考えてございます。

以上でございます。

○議長：浅野委員長

ありがとうございます。フレーム計算は、可住地、非可住地をどのように定義するかとか、先ほどお話いただいた既存の市街化区域の中に収容する前提となる密度を下げるとか、いろいろ緩和的な計算はやりようがあって、それによって打ち出の小槌のように、なかったはずのフレームが発生したりということをよくやられたりするんですが、そこは今お話いただいたように慎重にやっていただいた方が良くと思います。

例えば、四日市さんはフレームがあるとのことですが、四日市の都市計画も審議会の委員をやらせていただいている、特に生産緑地の話題になりますと、市街化区域内農地が相当あって、相当の低未利用地を含んでいたりするので、拡大しなくてもかなりクッションできるというようなことであったり、それから、桑名市さんは立地適正化計画を策定しているのでたまたま見てみたところ、居住誘導区域の現行の密度が40人をちょっと超えてるぐらいで、そこまで高くないので、おそらくかなり低未利用地を含んでいると想定されるので、現況をしっかりと見た上でご判断いただくのが良いかなと思いました。

それは意見への対応のところなんですが、本編の内容についてよろしいですか。見てて気になったところがいくつかあります。

まず、資料1の92ページ。図がありまして、工業系土地利用誘導ゾーンの位置づけというのがあり、同じようなのがあれば他もそうなんですが、凡例に市町村役場とあるんですが、これは市役所も入ってますよね。なので、凡例を修正した方が良いのではというのが一点目です。

それから、98ページの3章。冒頭の三重県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」というのは、多分意味をなしてないと思うんですよ。総合計画がビジョンみえじゃないですよ。なので、ここを直していただいた方が良いかと思います。それから、「強じんな美し国ビジョンみえ」というのは、スペースか何かが入っていないので、分かりづらい。書き方を考えていただいた方が良いかなということです。総合計画イコール強じんな美し国ビジョンみえではないと思うので、工夫していただきたいというのが一つです。

それから、102、104、105ページの辺りを見ますと、例えば102ページの下から4行目は、「レジリエントな国土構造」なんですよ。めくっていただいて、104ページ、下から2行目は、「強靱な都市構造」で、ここは漢字なんですよ。105ページは一番下が「レジリエントな都市づくり」になっている。多分、強靱というのは国土強靱化を当てているので、国土強靱化の時は漢字にしておいて、そうでない場合は全部レジリエントにしておいた方が間違いないのではないかなと思いました。そうでないと、都市構造や都市づくりの枕詞にレジリエントと強靱がバラバラに出てきて訳が分からなくなってしまうので、直していただいた方が良いかということでございます。

それから110ページ、111ページに概念図が描いてあって、その説明が110ページにあります。110ページの四角書きの中の第1のところに、広域的な連携軸が何かという説明だと思います。高速道路や鉄道特急等をこれで連携しているのが広域連携軸だと説明していますが、92ページの具体的な図では、広域連携軸の根拠になっている高速道路の上に役場の位置があるというのは、三重県の南の方の小さい市町の二つか三つぐらいしかない。あとは全部分かれているので、高速道路も一緒にここで考えるというのは少し再考した方

が良いかと。高速道路はかなり郊外を走っていて、広域拠点上にある構図はむしろレアなので違和感があります。だから、幹線道路や鉄道の特急というのを軸と考えた場合には乗ってくると思いますが、高速道路がその軸上にあるのは工業系の拠点とかそういうものに限られていて、ほとんどがずれているのが実際の都市構造なので、少し考えた方が良いと思います。

122ページ。工業系土地利用誘導ゾーンですが、前回、村田委員が工業系の土地利用というのは、人口動向に影響するので少し考えて書いてくださいというご指摘をされて、その結果、今日のご発言、ご回答でもありましたように、外国人労働者云々という話もありました。むしろ、ここでは工業系土地利用を今後開発していきますよということを言っていますが、都市構造はコンパクトシティをやっていきますよと言って、都市構造のコンパクトさと、工業系土地利用のゾーンがどういうふうに関係するのかというのを本当は言った方が良いと思います。

実際問題は、工業系の開発をしたら、昔のように職住近接型の団地開発を工業開発のすぐ脇でやるということは今ほとんどなくて、車を運転できる人が車で通っているか、あるいは大手の場合は、バスを近くの駅まで出して、そこでピストン輸送されていることがほとんどです。そういったことを考えますと、工業系土地利用ゾーンは物資の搬入とか、生産品の搬出を目的に、ある程度アクセスの良いところで工業系の開発をしていきますという話だけではなく、そこで働く人はある程度、車で通っているということを前提にネットワークがあるところで工業団地を整備します、というような文脈とすると辻褄が合うかと思う。そこまで踏み込んでマスタープランやビジョンで書いてある例は知らないのですが、おそらくそれが現実的かと思うので、少しご検討いただきたいということでございます。

それから最後、127の用語解説です。一番上のAというのは、多分A to Zだと思います。A to Zでアルファベットはそこでまとめられていて、その下から「あ」が始まるので、A to Zに直していただきたいと思います。また、下から五つ目にグリーンインフラとありますが、これはグリーンインフラストラクチャーが正式で、括弧書きでグリーンインフラと記載すべきだと思います。

それから、128ページ。「さ」のところに事前復興まちづくりとシェアサイクルとありますが、順序が逆だと思います。シェアサイクルの方が先で、事前復興の方が後に多分順番にはなと思うので、何か他にもそういうところあるかもしれないので、少しチェックいただきたいということでございます。

以上、ちょっと早く言いましたので、再度説明した方がよろしければもう一度言いますが、以上でございます。

○事務局：都市政策課 安野班長

先生どうもありがとうございました。ご指摘のところ、再度見直しまして、また適宜修正、また反映したところにつきましては個別にご紹介の方、説明等させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長：浅野委員長

はい。よろしくお願いいたします。では一通りご発言いただいたんですが、まだ思いついたとか、意見ありますという委員の方いらっしゃいましたらご発言いただいて構わないですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

では、これで本日予定しておりました内容の調査審議は以上となります。

事務局におかれましては本日の検討内容を踏まえまして、必要な修正等を行っていただきますようお願いいたします。

議事はこれで終了させていただくこととしまして、進行は事務局にお返しいたします。

3 連絡事項

○司会：都市政策課 雲副課長

浅野委員長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてもご審議いただきありがとうございました。

続いて、事務局から連絡事項について説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 日高主幹兼係長

それでは説明させていただきます。また、本日のいただいたご意見に加え、県庁内や市町から得られた意見を踏まえ、内容の修正を行い、中間案の取りまとめを行ってまいります。

なお、本日限られた時間の中で十分にご意見をおまとめいただくことが難しい点もあったかと存じます。つきましては、本日ご意見いただけなかった点も含め、追加のご意見等がございましたら、1週間を目途にメールにて事務局までお寄せいただければ幸いです。説明は以上です。

○司会：都市政策課 雲副課長

ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

※ 特段の声なし

特に質問がないようですので以上とさせていただきます。

それでは最後に、県土整備部都市政策担当次長の片田からご挨拶申し上げます。

○県土整備部 片田次長

ご紹介ありました、県土整備部次長の片田でございます。本日は冒頭から出席させていただく予定だったんですが、業務の関係で途中からの出席とさせていただきます。この場をお借りしましてお詫び申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から貴重なご意見、熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。限られた時間の中で様々なご意見いただきましたので、大変有意義な場であったと感じております。

本日、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見をもとに基本方針について必要な修正を行いまして、先ほどありましたけども11月10日の都市計画審議会に向けて中間案の取りまとめを行ってまいりたいと思っております。

今後とも都市計画基本方針の策定に向けまして、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけども挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○司会：都市政策課 雲副課長

これをもちまして、第3回都市計画基本方針検討小委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございます

以上